

幼稚園の幼児教育無償化に関する注意点

1 長期休業中に他の施設を利用する場合

基本、幼稚園に在園しながら他の施設を併用して利用することはできません。他の施設を利用し、無償化の対象とする場合は、幼稚園を休園または退園する必要があります。その際、幼稚園の利用料に対する無償化上限額と他の施設の利用料に対する無償化上限額をそれぞれ日割計算するため、新たに自己負担が発生する可能性があります。

○幼稚園と他施設を併用する場合の無償化の範囲と必要な手続について

要件の有無	併用施設	無償化の範囲		無償化のために必要な手続
保育要件あり (2号認定) (3号認定)	こども園 (公立・私立 保育所等)	幼稚園	在園日数に応じた上限額の日割計算あり ※自己負担の可能性あり (8月など1か月間登園しない場合は入園料にも影響あり)	①幼稚園の休園または退園届 ②こども園の途中入園の申込みが必要(空きがあり、園が受入れ可能な場合のみ利用可)
		こども園	無料	
	認可外保育施設等	幼稚園	在園日数に応じた上限額の日割計算あり ※自己負担の可能性あり (8月など1か月間登園しない場合は入園料にも影響あり)	①幼稚園の休園または退園届 ②認可外保育施設等を利用後に利用費請求書を市保育課へ直接提出
		認可外保育施設等	授業料は在園日数に応じた日割計算あり ※自己負担の可能性あり	
保育要件なし (1号認定)	認可外保育施設等	幼稚園	通常通り(日割計算なし)	不要
		認可外保育施設等	全額自己負担	

※こども園の春季保育及び夏季保育は、保育要件のない方は利用できません。

【参考】

認可外保育施設等が併用利用可能な幼稚園

(平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満)

⇒幼稚園と認可外保育施設を併用利用する場合も幼稚園を休園または退園はする必要はなく、預かり保育料に加えて、認可外保育施設等の利用料も請求することができます。(月額上限 11,300 円) → 2026 年 10 月以降利用分からは 月額上限 12,300 円

2 住民票の異動がある場合

施設等利用給付認定は、原則、住民票のある市町村から受けることとなっております。市町村間の転入出があった場合は、それぞれの居住日数に応じた日数に基づき、給付額を日割り計算する必要があります。そのため、住民票の異動日によっては、異動先の市町村から事前に施設等利用給付認定を受ける必要があります。

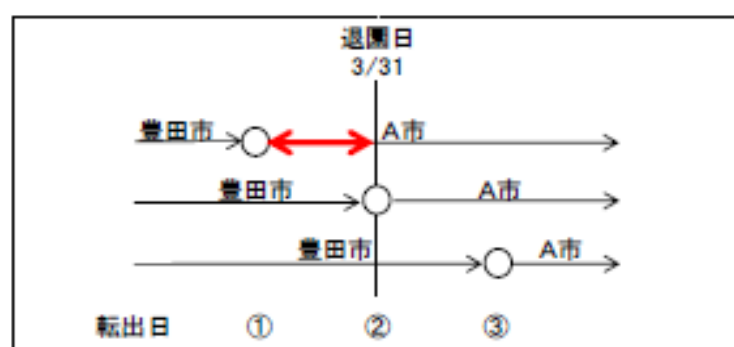
<市外へ転出>

- ①転出日が退園日より前
⇒ A市の認定の申請が必要

※認定の申請方法はA市に確認してください

- ②転出日と退園日が同日
⇒ A市の認定申請は不要

- ③転出日が退園日より後
⇒ A市の認定申請は不要



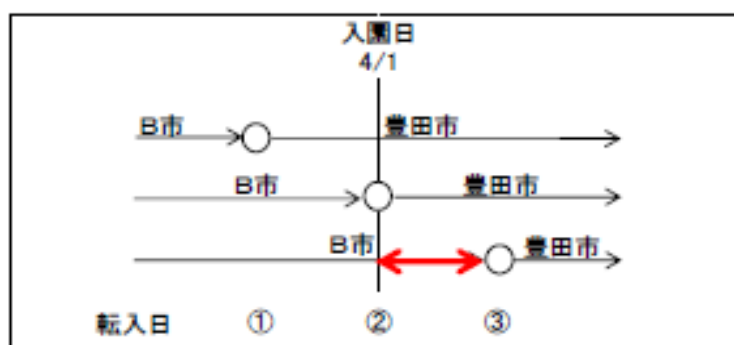
※転出日は転入日の前日となります。転入届の異動日より、転出日に変更が生じる場合があるため、注意してください。

<市外からの転入>

- ①転入日が入園日より前
⇒ 豊田市の認定申請のみ必要

- ②転入日と入園日が同日
⇒ 豊田市の認定申請のみ必要

- ③転入日が入園日より後
⇒ B市と豊田市それぞれの認定申請が必要



★★ 重 要 ★★

認定申請は転入日の5日前までに幼稚園に提出してください。遑って認定を出すことはできませんので、申請が遅れた場合、認定決定日までの利用料は無償化の対象外となり、自己負担が発生する可能性があります。

また、市町村間の転入出後も継続して同じ幼稚園に通う場合も同様に、転入先の認定を事前に受けておく必要があります。